

## 第3次射水市障がい者基本計画・第7期障がい福祉計画(第3期障がい児福祉計画)の策定方針(骨子案)

## 第1章 計画策定の趣旨と位置づけ

## 【障がい者基本計画と障がい福祉計画(障がい児福祉計画)の共通部分】

## 1 計画策定の背景・趣旨

## 【記載事項(案)】

- これまでの計画の経緯、市の取組及び国等の動向を踏まえつつ、本計画が目指す方向性として、地域共生社会の実現をはじめとした計画の目的について記載します。
- 市の最上位計画である射水市第3次総合計画において、福祉分野における基本目標として「住み慣れた地域で安心して暮らせる体制を充実させる」ことを掲げていること、また、本計画の上位計画である第2次射水市地域福祉計画において、地域共生社会を実現するための3つの基本目標「ともに支え合う人づくり」「安心して暮らせる地域づくり」「自分らしく生活できる仕組みづくり」を掲げており、これらの目標の達成に向けて、市が福祉施策に取り組んでいることについて記載します。
- 本計画において、SDGsの理念のもと、誰ひとり取り残されない社会の実現、多様性の尊重、個々の幸せの在り方を見つめ直すウェルビーイングといった視点を取り入れることを記載します。
- 第2次射水市障がい者基本計画と第6期障がい福祉計画(第2期障がい児福祉計画)の計画期間がいずれも令和5年度で終了することから、障がい福祉に関する総合的な計画として、これらの計画を一体的に策定することを記載します。

## 2 計画の位置づけ

## 【記載事項(案)】

- 計画の役割や法的根拠(法律上の位置づけ)を記載します。

障がい者基本計画	長期的視点に立った障がい者福祉の施策に係る総合的な計画で、障害者基本法第11条第3項に基づく障害者基本計画にあたるものです。
障がい福祉計画	障がい者等の生活支援に関わるサービスの提供等について、基本的な考え方、目標及び確保すべきサービス量、サービス量確保のための方策を定めた計画で、障害者総合支援法第88条第1項に基づく市町村障害福祉計画にあたるものです。
障がい児福祉計画	障がい児等の生活支援に関わるサービスの提供等について、基本的な考え方、目標及び確保すべきサービス量、サービス量確保のための方策を定めた計画で、児童福祉法第33条の20第1項に基づく市町村障害児福祉計画にあたるものです。

○ 射水市総合計画等の上位計画や市・県の各計画との関係について図示します。

市	最上位計画	射水市第3次総合計画	上位計画	第2次射水市地域福祉計画
	関係計画	第二期射水市子ども・子育て支援事業計画 第2次射水市健康増進プラン 射水市高齢者保健福祉計画・第9期射水市介護保険事業計画		
県	関係計画	富山県障害者計画（第5次）、富山県障害福祉計画		

### 3 計画の対象者

#### 【記載事項(案)】

身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい、難病などにより日常生活や社会生活の中で何らかの不自由な状態にある人を対象者として記載します。また、支援者や家族、地域等を含め、広く市民がお互いに関わり合いながら計画の実現を目指すことを記載します。 新規

### 4 計画期間

#### 【記載事項(案)】

次のとおり計画期間を記載します。

名称	計画期間
第3次射水市障がい者基本計画	令和6年度から令和11年度まで（6年間）
第7期障がい福祉計画（第3期障がい児福祉計画）	令和6年度から令和8年度まで（3年間）

## 第2章 計画の基本的な考え方

### 【障がい者基本計画と障がい福祉計画(第3期障がい児福祉計画)の共通部分】

#### 1 基本理念

##### 【記載事項(案)】

第2次射水市障がい者基本計画の基本理念である『一人ひとりが自分らしく輝き、共に生きる思いやりのまち・射水』は、障害者基本法<sup>※</sup>の制定目的に基づいています。また、上位計画である第2次射水市地域福祉計画の基本理念の『みんながつながり支え合う 笑顔でいきいき暮らせるまち射水』を下支えするものです。さらに、SDGsの理念である「誰ひとり取り残されない社会の実現」とも合致することから、本計画においても引き続き基本理念とします。

※ 障害者基本法 第1条（前段を抜粋）

（目的）

全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する

## 2 計画の基本目標

### 【記載事項(案)】

基本理念の実現に向けた施策の推進にあたり、市が進むべき姿をより具体的に示すため、本計画において新たに、次の6つの基本目標を掲げることを記載します。

- 1 権利擁護と障がいに対する理解の促進
- 2 自立した生活の支援及び意思決定支援の推進
- 3 一人ひとりのライフステージに沿った支援の推進
- 4 保健・医療の充実
- 5 安全・安心な生活環境の整備
- 6 多様なニーズに対応した支援の推進

## 第3章 障がい者基本計画

### 1 関連施策の体系

#### 【記載事項(案)】

基本目標ごとに「関連施策」を体系的に整理して記載します。第2次射水市障がい者基本計画から継続して取り組む内容については踏襲しつつ、国の基本方針で新たに示された課題等を踏まえて、関連施策を追加します。

#### 【関連施策の体系(案)】

##### 資料3-3

障がい者基本計画 基本目標と施策の方針の設定について(現行計画と計画案の比較)

### 2 具体的な取組

#### 【記載事項(案)】

施策の方針ごとに、「現状と課題」、「取組の方向性」及び「目標設定事業」と「関連事業」を記載します。

計画期間内の進捗状況を評価するため、「目標設定事業」において、令和11年度末における目標値(成果目標、活動指標又は事業の方向性)を設定します。また、「関連事業」においては、事業の方向性(新規、継続又は拡充)を記載します。

#### 【目標設定事業の記載例】

事業名	障がい者就労施設等からの優先調達への推進		担当課
事業概要	市が障がい者就労施設等から優先的に物品や役務を購入する取組の拡大を図ります。		社会福祉課
目 標	指標名	令和4年度実績	令和11年度目標値
	優先調達での契約件数	23	●●

【関連事業の記載例】

事業名	方向性	担当課
「射水市における障がい者就労施設等からの物品等の調達方針」の策定	継続	社会福祉課

## 第4章 障がい福祉計画・障がい児福祉計画

### 1 障がい者の現状

【記載事項(案)】

「射水市人口ビジョン」(令和2年3月作成)に基づき、平成27年、令和2年、令和7年の市の人口及び障がい手帳所持者数の推移(令和7年については将来推計)を記載します。また、障がい種別・障がい支援区分ごとの人数の推移(令和3年から令和5年までの数値)を掲載します。

項目(案)	記載事項(案)
1 人口・世帯数・障がい手帳所持者数	●人口・世帯数・手帳所持者数(R3～R5) ●人口及び障がい手帳所持者数の推移 (H27・R2・R7)
2 身体障がい手帳所持者数	●等級別の人数(R3～R5) ●種類別の人数(R3～R5) ●年齢と等級の人数のクロス集計(R3～R5)
3 知的障がい手帳所持者数	●療育手帳A・Bの所持者数(R3～R5)
4 精神障がい手帳所持者数	●等級別の人数(R3～R5)
5 障がい支援区分認定者数	●障がい認定区分と障がい種別の人数のクロス集計(R3～R5)

### 2 障がい者の福祉ニーズの把握

【記載事項(案)】

令和5年7月3日(月)～7月18日(火)に、市内在住の障がい手帳保持者1,000人(身体障がい者700人、知的障がい者150人、精神障がい者150人)を対象に実施したアンケート調査及び市内の障がい福祉サービス事業所や障がい者団体等に実施するアンケート調査の結果を記載し、これらの調査結果から明らかになる福祉ニーズや地域における課題等を示します。

### 3 福祉サービス等の現況と課題及び目標値(成果目標)の設定

【記載事項(案)】

国の基本指針に示されている成果目標に、市独自の成果目標を追加し、それぞれについて令和8年度末までの目標値あるいは取組内容を示します。

なお、成果目標の項目及び目標値等については、現在検討が行われている県の次期計画(富山県障害者計画及び富山県障害福祉計画)との整合を図りながら、現行計画期間における利用実績、アンケート調査から得た福祉ニーズや事業所の事業展開の意向の動向等を考慮して設定します。

【成果目標の項目及び目標値(案)】

資料3-4

障がい福祉計画・障がい児福祉計画 福祉サービス等の現況と課題及び目標値(成果目標)の設定について(現行計画と計画案の比較)

4 福祉サービス・事業ごとの現況と課題及び今後の見込み(活動指標)の設定

【記載事項(案)】

成果目標に対する活動指標として、障がい福祉サービス等の種類ごとに、令和8年度末までの必要なサービスの量の見込み等を設定するとともに、それらの確保に向けた方策を示します。見込み量の記載にあたっては、現行計画である「第6期障がい福祉計画(第2期障がい児福祉計画)」との比較・評価のため、同計画における見込み量と実績値を併記します。

目標値・見込み量等については、現在検討が行われている県の次期計画(富山県障害者計画及び富山県障害福祉計画)との整合を図りながら、現行計画期間における利用実績、アンケート調査から得た福祉ニーズや事業所の事業展開の意向の動向等を考慮して設定します。

(1) 障害者総合支援法に基づくサービス

項目(案)	記載事項(案)
①訪問系サービス	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援
②日中活動系サービス	生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援(A型・B型)、就労定着支援、短期入所、療養介護、 <u>就労選択支援</u> <b>新規</b>
③居住系サービス	自立生活援助、共同生活援助、施設入所支援
④相談支援	計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援
⑤補装具(義肢、装具、補聴器、車いす等)の支給	補装具費支給事業

(2) 地域生活支援事業(必事業)

項目(案)	記載事項(案)
①理解促進研修・啓発事業	理解促進研修・啓発事業
②自発的活動支援事業	社会活動支援事業、ボランティア活動支援事業
③相談支援事業	相談支援事業、障がい者総合支援協議会の開催、相談支援機能強化事業
④成年後見制度利用支援事業	成年後見制度利用支援事業
⑤成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度法人後見支援事業
⑥意思疎通支援事業	意思疎通支援事業
⑦日常生活用具給付等事業	日常生活用具給付等事業
⑧手話奉仕員養成研修事業	手話奉仕員養成事業

⑨移動支援事業	移動支援事業
⑩地域生活支援センター事業	地域生活支援センター I 型事業、地域生活支援センター基礎的事業

(3) 地域生活支援事業（任意事業）

項目(案)	記載事項(案)
①訪問入浴サービス事業	訪問入浴サービス事業
②生活支援事業	生活訓練等事業
③日中一時支援事業	日中一時支援事業
④社会参加促進事業	点字・声の広報等発行事業、奉仕員養成研修事業、自動車運転免許取得・改造助成事業

(4) 児童福祉法に基づくサービス等

項目(案)	記載事項(案)
①障がい児通所支援	児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援
②障がい児相談支援	障がい児相談支援
③医療的ケア児等に対する支援	医療的ケア児等に対する支援（コーディネーターの配置）

## 第5章 計画の推進

### 【障がい者基本計画と障がい福祉計画(第3期障がい児福祉計画)の共通部分】

#### 1 計画の推進体制

##### 【記載事項(案)】

計画の進捗状況を適切に把握するため、学識経験者や地域の障がい福祉にかかわる関係者や当事者団体の代表者等で構成する「射水市障がい者総合支援協議会」において、進捗状況の点検・評価及び計画推進にあたっての課題の検討を行っていくことを記載します。

#### 2 計画の公表と周知

##### 【記載事項(案)】

計画策定の趣旨や内容等について、市民等の理解を深めるため、広報やホームページへの掲載、出前講座など、あらゆる機会を通じて周知に努めていくことを記載します。

なお、計画の要旨を分かりやすくまとめた「概要版」を作成し、計画の周知に活用してまいります。

資料編の記載内容は次の内容を予定しています。

- 資料1 第3次射水市障がい者基本計画・第7期障がい福祉計画（第3期障がい児福祉計画）  
の策定過程
- 資料2 射水市障がい者総合支援協議会委員名簿
- 資料3 射水市障がい者総合支援協議会運営要綱
- 資料4 用語説明
- 資料5 第3次射水市障がい者基本計画・第7期障がい福祉計画（第3期障がい児福祉計画）  
の活動指標（再掲）